

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月13日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	株式会社イグニス
【英訳名】	IGNIS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 錢 鋳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 彰彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 彰彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第1四半期 連結累計期間	第8期 第1四半期 連結累計期間	第7期
会計期間	自平成27年10月1日 至平成27年12月31日	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日	自平成27年10月1日 至平成28年9月30日
売上高 (千円)	1,321,739	1,416,715	5,585,904
経常利益 (千円)	405,827	136,118	1,465,324
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	230,324	67,397	1,087,927
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	229,336	59,238	1,065,371
純資産額 (千円)	1,469,219	4,238,939	2,497,950
総資産額 (千円)	2,204,066	5,679,304	4,332,521
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	37.68	10.64	176.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	35.83	10.07	168.84
自己資本比率 (%)	66.5	73.9	56.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第7期の売上高には免税事業者である連結子会社の消費税等が含まれておりますが、当該連結子会社が課税事業者となったため、第8期第1四半期連結累計期間の売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、下記のとおりであります。

（スマートフォンアプリ事業）

当第1四半期連結会計期間より、平成28年11月4日付で新たに設立したバルス株式会社について、連結の範囲に含めております。

この結果、平成28年12月31日現在では、当社グループは、当社、子会社13社、関連会社1社により構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、政府及び日銀による財政・金融政策の継続・拡大を背景として、引き続き企業収益や雇用情勢の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方で、新興国・資源国等の景況悪化、英国のEU離脱問題や米国のトランプ政権発足によるグローバリズム後退懸念等、様々な面において世界規模で不確実性が高まっており、依然として先行きが不透明な状況となっております。

当社グループの主要な事業領域である国内スマートフォン向けアプリ市場は、スマートフォンの国内普及率が全体の過半数を超えて平成28年には60.2%となり（注1）、若年層を中心に依然として増加を続けていることを背景として、拡大を継続しております。国内スマートフォン向け広告市場については平成29年の市場規模が5,369億円に達する見込みであり、前年比で118%と予測されております（注2）。また、国内スマートフォン向けゲーム市場についても、平成28年度の市場規模が9,450億円に達する見込みであり、前年比で102%と予測されております（注3）。

このような経営環境の中、当社グループは当第1四半期連結累計期間より、既存ジャンルの枠組みを「無料ネイティブアプリ」「ネイティブソーシャルゲーム」から「コミュニティ」「ネイティブゲーム」「メディア（その他）」へと整理し、スマートフォン向けアプリ事業を行ってまいりました。これら3つのジャンルを既存事業の柱とし、また、新規ジャンルへの挑戦としてIoT、VRにおいて経営資源を投入しております。

なお、ジャンルごとの取組みは以下のとおりであります。

（注）1．出典：「平成28年版情報通信白書」（総務省）

2．出典：株式会社CyberZ[東京・渋谷区]/株式会社シード・プランニング[東京・文京区]

3．出典：株式会社矢野経済研究所[東京・文京区]

（コミュニティ）

当第1四半期連結累計期間は婚活サービス「with」を中心として、ユーザー同士によるコミュニティ形成にフォーカスした運用型サービスに注力いたしました。「with」については国内ソーシャルネットワークのカテゴリにおいて上位収斂が見られ順調な立ち上がりを見せております。このような中、他社類似サービスとの差別化を図るべく、心理学を活用して最適な男女のマッチングを目指した新機能の開発に取り組んでまいりました。当該機能を実装することでユーザー数の増加を図ってまいります。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当ジャンルの売上高は135,935千円となりました。前年同四半期における当ジャンルの売上高は17,289千円であったことから、前年同四半期比686.2%増となっております。

（ネイティブゲーム）

当第1四半期連結累計期間は「ぼくとドラゴン」が安定的に推移いたしました。季節イベントや他社サービスや人気コンテンツとのコラボレーション、機能追加等を実施いたしました。今後も機能改善及び運営チームによる多彩なイベントの実施等、開発及び運営双方に注力することで、業績の安定化に努めてまいります。また、新規プロダクトの開発にも取り組んでおります。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当ジャンルの売上高は1,168,492千円となりました。前年同四半期における当ジャンルの売上高は1,233,343千円であったことから、前年同四半期比5.3%減となっております。

（その他）

その他にはビジネスパーソン向けメディア「U-NOTE」並びにどのジャンルにも属さないプロダクトにより構成されております。メディアについては、収益拡大に向けて新メディアの開発に取り組んでまいりました。また、中長期的な成長を見越し、新規ジャンルとしてIoT並びにVRへの投資を開始しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当ジャンルの売上高は112,287千円となりました。前年同四半期における当ジャンルの売上高は71,106千円であったことから、前年同四半期比57.9%増となっております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,416,715千円（前年同四半期比7.2%増）、営業利益は148,620千円（前年同四半期比63.7%減）、経常利益は136,118千円（前年同四半期比66.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は67,397千円（前年同四半期比70.7%減）となりました。

なお、当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメントごとの業績は省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は5,679,304千円となり、前連結会計年度末に比べ1,346,782千円増加いたしました。流動資産は4,261,787千円（前連結会計年度末比1,175,368千円増）となりました。主な増加要因は、新株予約権の行使等により現金及び預金が736,213千円増加したこと、営業貸付金が309,000千円増加したことによるものであります。また、固定資産は1,417,517千円（前連結会計年度末比171,413千円増）となりました。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債は1,440,364千円となり、前連結会計年度末に比べ394,206千円減少いたしました。流動負債は1,031,799千円（前連結会計年度末比358,200千円減）となりました。主な減少要因は、法人税等の支払いにより未払法人税等が783,488千円減少したこと、主な増加要因は、運転資金の借入により短期借入金が300,000千円増加したことによるものであります。また、固定負債は408,565千円（前連結会計年度末比36,006千円減）となりました。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末の純資産は4,238,939千円となり、前連結会計年度末に比べ1,740,988千円増加いたしました。主な増加要因は、新株予約権の行使により資本金が867,250千円、資本準備金が867,249千円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当社グループは、最先端のテクノロジーを基盤とした新規サービス・新たなインターネット端末等の技術革新に対し、迅速に対応していくため、スマートフォンアプリ事業において研究開発に取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は95,106千円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,587,100	6,587,100	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	6,587,100	6,587,100	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権(平成28年10月13日取締役会決議)

決議年月日	平成28年10月13日
新株予約権の数(個)	295
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,465(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成31年1月1日 至 平成33年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,465 資本組入額 1,232.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を 要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出される平成30年9月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が、21億円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めるものとする。

本新株予約権者は、以下の期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当社取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

- (a) 権利行使開始日（平成31年1月1日以降で の条件を満たした初日）から平成31年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。
- (b) 平成32年1月1日から平成33年10月27日までについては、割当てられた新株予約権個数の100%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第12回新株予約権（平成28年10月13日取締役会決議）

決議年月日	平成28年10月13日
新株予約権の数（個）	375
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	37,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,465（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月28日 至 平成33年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,465 資本組入額 1,232.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

平成28年10月28日から本新株予約権の行使期間の満期日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（ただし、上記（注2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
- 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
- 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

本新株予約権者は、上記（注3）に掲げる事由が生じた場合を除き、以下の期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

(a) 平成30年1月1日から平成30年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。

(b) 平成31年1月1日から平成33年10月27日までについては、割当てられた新株予約権個数の100%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成28年10月1日～平成28年12月31日	351,400	6,587,100	867,250	1,488,817	867,249	1,487,710

（注）新株予約権の行使による増加であります。

（6）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 21,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,213,400	62,134	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	6,235,700	-	-
総株主の議決権	-	62,134	-

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イグニス	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号	21,500	-	21,500	0.34
計	-	21,500	-	21,500	0.34

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,170,383	2,906,596
売掛金	395,619	546,699
営業貸付金	70,000	379,000
貯蔵品	7,694	5,194
その他	442,720	424,296
流動資産合計	3,086,418	4,261,787
固定資産		
有形固定資産	112,136	115,666
無形固定資産		
のれん	106,915	100,280
ソフトウェア	379,064	385,672
無形固定資産合計	485,980	485,953
投資その他の資産	647,985	815,897
固定資産合計	1,246,103	1,417,517
資産合計	4,332,521	5,679,304
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,214	21,275
短期借入金	-	300,000
1年内返済予定の長期借入金	183,356	183,356
未払金	230,392	286,683
未払法人税等	814,248	30,759
その他	132,788	209,725
流動負債合計	1,390,000	1,031,799
固定負債		
長期借入金	339,971	303,965
資産除去債務	104,600	104,600
固定負債合計	444,571	408,565
負債合計	1,834,571	1,440,364
純資産の部		
株主資本		
資本金	621,566	1,488,817
資本剰余金	620,461	1,453,969
利益剰余金	1,244,807	1,301,556
自己株式	51,933	51,933
株主資本合計	2,434,902	4,192,408
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,374	5,216
その他の包括利益累計額合計	3,374	5,216
新株予約権	3,212	3,972
非支配株主持分	63,210	37,341
純資産合計	2,497,950	4,238,939
負債純資産合計	4,332,521	5,679,304

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)
売上高	1,321,739	1,416,715
売上原価	181,801	244,768
売上総利益	1,139,937	1,171,947
販売費及び一般管理費	730,187	1,023,327
営業利益	409,749	148,620
営業外収益		
受取利息	924	836
為替差益	81	1,098
雑収入	23	36
営業外収益合計	1,029	1,971
営業外費用		
支払利息	239	930
持分法による投資損失	4,561	3,391
貸倒引当金繰入額	-	3,999
株式交付費	-	6,070
雑損失	151	80
営業外費用合計	4,951	14,473
経常利益	405,827	136,118
税金等調整前四半期純利益	405,827	136,118
法人税、住民税及び事業税	219,217	27,746
法人税等調整額	42,251	57,723
法人税等合計	176,966	85,470
四半期純利益	228,861	50,647
非支配株主に帰属する四半期純損失()	1,462	16,749
親会社株主に帰属する四半期純利益	230,324	67,397

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	228,861	50,647
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	475	8,590
その他の包括利益合計	475	8,590
四半期包括利益	229,336	59,238
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	230,799	75,988
非支配株主に係る四半期包括利益	1,462	16,749

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、平成28年11月4日付で新たに設立したパルス株式会社について、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
流動資産(その他)	- 千円	3,999千円
投資その他の資産	50,000	50,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	51,985千円	105,434千円
のれんの償却額	4,690	6,635

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

1. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

1. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年11月9日から平成28年11月16日までの間に、ドイツ銀行ロンドン支店から第8回及び第9回新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が867,250千円、資本準備金が867,249千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が1,488,817千円、資本準備金が1,487,710千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	37.68円	10.64円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	230,324	67,397
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	230,324	67,397
普通株式の期中平均株式数(株)	6,112,177	6,336,362
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	35.83	10.07
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	316,931	357,556
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権 第7回新株予約権 この概要は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月13日

株式会社イグニス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イグニスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イグニス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。